

第 1 3 3 回 宗 教 法 人 審 議 会

議 事 録

日時 平成 9 年 6 月 1 9 日 (木) 午 後 1 : 3 0 ~

場所 文 部 省 5 B 会 議 室 (文 部 省 5 階)

文 化 庁

第 1 3 3 回 宗教法人審議会

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 会長の選出について
- (2) 審議会の公開について

3. 報 告

- (1) 改正宗教法人法の施行状況について
- (2) 商法等改正に伴う宗教法人法の改正について
- (3) 審査基準の改定について
- (4) 平成9年度税制改正について
- (5) 震災寄付金の申請期限延長について
- (6) 愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決について

4. その他

5. 閉 会

○ 出席者

委 員

新堂会長，新井委員，岡本委員，加藤委員，河合委員，清重委員，佐藤委員，志村委員
白幡委員，手島委員，内藤委員，中村委員，永井委員，新田委員，能邨委員，野崎委員
松本委員，森 委員

文化庁

吉田文化庁長官，小野文化庁次長，霜鳥文化部長，佐々木宗務課長，吉川宗教法人室長
その他関係者

1. 開 会

○宗務課長 まだ、御 1 名の先生がお見えでございせんが、定刻を過ぎておりますので、ただいまから第 1 3 3 回 宗教法人審議会を開催させていただきたいと思ひます。

これまで会長をお務めでございました三角委員が、3 月末をもって退任をされました。会長が不在でございまして、新しい会長が選ばれますまでの間、私、宗務課長でございしますが、便宜、議事進行をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに吉田文化庁長官よりごあいさつを申し上げます。

○文化庁長官 文化庁の吉田でございまして。

本日、お集まりの委員各位におかれましては、第 2 3 期の宗教法人審議会委員に御就任をいただき、また、本日は、今期の最初の審議会ということで、御多忙の中にもかかわりませず御出席をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

宗教法人審議会は、御案内のとおり、文部大臣の諮問機関として、宗教法人に関する認証等について調査・審議をし、これに関連する事項について建議するということを任務といたしております。

また、とりわけ重要なことといたしましては、当審議会は、宗教法人の制度を運用するに当たり、宗教団体の宗教の特性、慣習等を考慮し、憲法に定める信教の自由を保障する大きな機能を果たすものといたしまして、宗教法人法の支柱の 1 つをなしているものであります。

その意味で、当審議会は、行政である文部省と宗教団体の緩衝的役割を果たす唯一の機関であるということが言われているわけでありまして。

一昨年、この宗教法人審議会の報告に基づきまして、宗教法人法の一部が改正され、昨年 9 月に全面施行されたところでございしますが、それに伴いまして、当審議会の委員数につきましても、5 人の増員が図られたところでございまして。

一昨年、宗教法人制度の改正についての報告を御提出いただくに当たりましては、マスコミにも大きく取り上げられ、世間の大きな注目を浴びました。当時、宗教法人制度の改正は、非常に急を要する状況にあり、私どもといたしましては、最小限度の改正を速やかにお願ひしたいと考えておりましたが、国会におきましても、賛否両論厳しい御論議がなされました。この審議会の一部の委員の先生方からも、さらに慎重に議論を行うべきとの御批判をちょうだいいたしましたわけでありまして。私どもといたしましては、こういった御議論を重く受けとめておるところでございまして。

改正法の施行につきましても、大きな混乱もなく、粛々とその手続を進めることができました。

宗教法人審議会は、非常に大きな役割を有する審議会であります。今後とも、先生方の御意見を十分に尊重し、円滑なる宗務行政に努めてまいり所存でございまして。

本日は、新たに委員をお引き受けいただいた先生方も多数御出席をいただいております。

すが、委員の皆様には、宗教法人審議会の意義を十分御理解いただくとともに、委員の皆様方からの貴重な御意見によりまして、当審議会が、その重大な任務を適切に果たしていくために御尽力を賜りたいと考えているところであります。

本日の議題といたしましては、第２３期宗教法人審議会の会長の選出、及び審議会の公開について御審議をいただき、その後、事務局から改正宗教法人法の施行状況などについて御報告をいたしたいと思っております。宗教法人法改正に伴い、この審議会の職務権限もふえ、今後ますますその役割が重大になると思います。皆様方に御負担をかけることも多いと存じますが、今後ともよろしく願いをいたしたいと思えます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

○宗務課長 それでは、今日お配りをさせていただいております配布資料の確認をさせていただきます。

資料一覧をつけてございますが、資料１が今期委員名簿でございます。

資料２が宗教法人法の抜粋と審議会の規則でございます。

資料３、１枚仕立てでございますが、「宗教法人法により宗教法人審議会の意見を聞かなければならないとされているもの」でございます。

資料４、これが現行、昨年の審議会でお決めいただきました、宗教法人審議会の議事の公開の取り扱いの申合せでございます。

資料５、この申合せの背景にもなっております平成７年９月２９日の閣議決定によります「審議会等の透明化、見直し等について」閣議決定でございます。２枚仕立てでございます。

資料６「改正宗教法人法の施行状況について」という２枚仕立てでございます。

それから資料７が、昨年の９月２日付で発送いたしました、宗教法人法の一部を改正する法律の施行通達、次官通達でございます。

資料８が、同じく同日付で発出いたしました次長名の施行通達でございます。

資料９「商法等改正に伴う宗教法人法の改正について」でございます。２枚仕立てでございます。

資料１０でございますが、「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準（留意事項）」でございます。３枚仕立てでございます。

資料１１は「平成９年度税制改正の要綱」閣議決定の抜粋でございます。１枚仕立てでございます。

資料１２は「阪神・淡路大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための震災寄付金制度の申請期限の延長について」でございます。

資料１３が、今年の５月１９日付で出しました、「「愛媛玉ぐし料訴訟」最高裁判所判決について」の部長名通知でございます。

その後に、参考といたしまして、昭和２６年、さらに昭和２１年の通達を添付してございます。

それから、前回「第１３２回宗教法人審議会議事要旨」をおつけをいたしております。

この議事要旨は公開をいたしております。

それから最後に、宗教法人のパンフレットの的なものをおつけをしてございます。運営のガイドブックというものでございます。

それから、愛媛玉ぐし料訴訟につきましては、最高裁の判決全文の冊子をおつけをいたしております。

本日お配りしております資料は以上でございます。過不足等ございますれば、事務局にお申しつけいただければありがたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、第23期宗教法人審議会の委員をお引き受けくださいました先生方を御紹介させていただきたいと思います。資料の1でございます。

まず、救世真教の新井会長でございます。

御嶽教管長の大桃先生は本日御欠席でございます。

熱田神宮宮司神社本庁総長の岡本委員でございます。

服部天神宮宮司で神社本庁常務理事の加藤委員でございます。

国際日本文化研究センター所長の河合委員でございます。

ルーテル学院大学長の清重委員でございます。

京都大学教授の佐藤委員でございます。

津田塾大学長の志村委員でございます。

光明寺住職、全日本仏教会理事長の白幡委員でございます。

東海大学教授の新堂委員でございます。

熊本県立大学長の手島委員でございます。

日本バプテスト連盟常務理事の内藤委員でございます。

川村学園女子大学教授の中村委員でございます。

日蓮宗宗務総長の永井委員でございます。

神道修成派管長の新田委員でございます。

立正佼成会の庭野会長は本日御欠席でございます。

真宗大谷派宗務総長の能邨委員でございます。

公立学校共済組合理事長の野崎委員でございます。

聖心女子大学教授の松本委員でございます。

お茶の水女子大学名誉教授の森先生、しばらくおくれると思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

引き続きまして、事務局を御紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました吉田文化庁長官でございます。

文化庁文化部長、霜鳥文化部長でございます。

文化庁次長、小野次長でございます。

宗務課宗教法人室長の吉川室長でございます。

宗務課宗教法人室の専門員、高口専門員でございます。

私、宗務課長の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

本日は、23期の第1回目ということで、新しく委員にお願いいたしました方が13名ほどいらっしゃいます。そういうこともございまして、宗教法人審議会に関する法令、あるいは所掌事務につきまして、資料2と資料3で簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

長官のあいさつでも申し上げましたが、宗教法人審議会は、宗教法人法の第71条に規定をされておりまして、その2項で「宗教法人審議会は、文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する。」というふうに定められております。

具体的な事務といたしましては、資料3で一覧表で示しておりますように、1から6までの事項につきまして御審議を、これは義務的にいただくということに相なっております。

資料3でございしますが、1番目は、文部大臣が所轄庁であります場合の規則等の不認証を文部大臣がしようとする場合には、事前に宗教法人審議会の意見を聞かなければならないことになっております。

それから2番目でございしますが、所轄庁による報告徴収・質問、これは平成7年の宗教法人法改正によりまして新しく加わった条項でございしますが、「所轄庁が、宗教法人について、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求の事由に該当する疑いがあると認め、宗教法人に報告を求め、質問しようとするとき。」この場合は、事前に宗教法人審議会に諮問をしなければならないということになっております。

3番目でございしますが、公益事業以外の事業の、いわゆる収益事業でございしますが、停止命令をしようとするときにも、この審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

それから4番目でございしますが、所轄庁による規則等の認証の取消し、1年以内に限り取り消せるという規定が宗教法人法にございしますが、その取消しを行おうとするときも、事前に宗教法人審議会にお諮りをするということになっております。

5番目は、文部大臣に対する不服申立てについて、県がした処分、あるいは文部大臣がした処分について、不服申立てがされた場合、その裁決を文部大臣がしようとするときには、事前に宗教法人審議会の御意見をお聞きするということになってございます。

6番目、その他でございしますが、これも平成7年の改正で新たに加わった事項でございしますが、宗教法人につきましては、収支計算書をおつくりいただいて御提出をいただくということになってございますが、附則で、一会計年度の収入額が一定額以下の場合には、それを義務づけないということになっております。その一定額を文部大臣が決める場合には、事前に宗教法人審議会に諮問をして御意見をお聞きするということになっているわけでございます。

大きくこの6点が義務的に宗教法人審議会を煩わせなければならない事案でございます。

ちなみに、宗教法人審議会は、通常、こういう、私ども「処分案件」とっております。

すが、処分案件がない場合は、年1回あるいは2回の開催でこれまで推移してきております。処分案件がございます場合は、年5回とかいう開催をしたケースもございます。

以上でございます。

それから、恐縮でございますが、資料2の第6条、2ページ目でございます、宗教法人審議会規則でございますが、第6条をごらんいただきたいと思います。宗教法人審議会は、「総委員の5分の3以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」という規則になっておりまして、本日、委員総数20名でございますが、12名が定足数でございます。本日、現在、17名の委員の御参加でございますので、定足数は足りておるといふ状況でございます。御報告をさせていただきたいと思います。

これまでに何か御質問等ございますでしょうか。また何か御疑問の点がございましたら、事務局にお申し付けいただければありがたいと思います。

2. 議 題

(1) 会長の選出について

○宗務課長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

先ほど長官からも申し上げましたように、本日、議事は2本でございます。

まず1点目、会長の選任について、お諮りをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、前会長の三角委員が3月31日付をもちまして任期満了で委員をやめられております。そういうことで、現時点で会長が不在という状況でございます。

資料2にお戻りいただきまして、恐縮でございますが、資料2の1枚目、宗教法人法の第74条でございます。「宗教法人審議会に会長を置く。」2項で「会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。」ということとされております。

先生方の方から、立候補なり御推薦をいただきまして、審議の上、お決めにいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○ ただいま、会長を互選するということでございますが、私、まだ3期目でございますけれども、前回の審議会、13回出席をいたしております、この中におきまして、非常に御経験が、御経歴が古い先生で、しかも今回、学識経験の先生を5人お増やしになりましたために、前は4人で行ってございましたけれども、9人に今なったわけであります。学識経験の先生方は、中立的なお立場にもおられますし、また、この審議会の御経験で大変お古いのと、前回、特別委員会の委員長を非常に立派にお務めいただきました東海大学教授の新堂先生を私は推薦をいたしたい、こういうふうに思っておりますので、どうぞひとつ。

○宗務課長 ありがとうございます。今、新堂委員の御推薦がございましたが、どなたかほかに御意見等ございますでしょうか。

○ 新堂先生のこの委員会におけるところの今までの御経歴その他につきまして、会長という御推薦、私も最も適切なることだと思っております。

○宗務課長 ほか、どなたか御意見ございますでしょうか。

○ 私も新人で何もわかりませんが、ただいまの御説明をお聞きいたしまして、特別委員長をなさった新堂先生がよろしいと思います。どうぞよろしく。

○宗務課長 いかがでございましょうか。

もし御異議なければ、拍手で確認をさせていただきたいと思います。

〔 拍 手 〕

○宗務課長 では、新堂先生、よろしくお願いいたします。

では、新堂先生から一言ごあいさつをいただきまして、その後の議事運営をよろしくをお願いいたします。

○ ただいまは皆様から御推挙いただきまして、大変光栄に存じます。

ただ、先ほど御説明がありましたように、宗教法人審議会の新しい役割もふえたという状況下でございます。それに引きかえまして、私自身は宗教問題につきましては、大変浅学非才の者でございますので、責任の重さを痛感している次第でございます。

しかし、ぜひ皆様方の御協力を得まして、また、事務局の方の御協力も得まして、責務を全ういたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

（２）審議会の公開について

○ それでは、本日の第２の議題でございます、審議会の公開の案件につきまして、事務局の方から内容の御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○宗務課長 お手元にお配りをしてございます資料４と資料５をごらんいただきたいと思います。

順番が逆になって恐縮でございますが、資料５の方から御説明をさせていただきたいと思います。

政府には、たくさんの審議会が置かれているわけでございますが、審議会に対する一般的な御批判の１つに、運営が透明でないのではないかとというのがございます。そういうことを受けまして、平成７年９月２９日に、審議会の透明化、見直し等につきまして閣議決定が行われております。新設を抑制するとか、そういう話が１番に書いてございますが、恐縮ですが２ページ目をごらんいただきたいと思います。

４ということで「審議会等の公開」というのがございます。具体的な運営は、ございますように、その「審議会等において決定されるべきものであるが、一般の審議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。」ということがございます。

また（２）としまして、「一般の審議会は、特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。」ということでございます。これは、閣議決定でございますので、政府は、事務局としてこういう方針で臨みたいということでございます。

それで、資料５の１ページ目にお戻りいただきまして、２のところでございますが、「会長等の人選」とございますが、役人的な文章で大変わかりにくくて申しわけないのでございますが、「行政処分、不服審査、紛争処理、補助金等の交付及び試験、判定、

検査その他これらに類する事務を行う審議会等を除く審議会等」これを、先ほど申しました「一般の審議会」という。」というふうになっております。

それで、何を申し上げたいかといいますと、宗教法人審議会、実は「一般の審議会」ではなくて、冒頭にございますように、行政処分、不服審査等、これを行う審議会であるというふうに政府では分類をいたしております。ということで、これは一般の審議会を対象にいたしました閣議決定でございますので、事実上は、宗教法人審議会は、この適用を受けないということになるわけではございます。

しかしながら、こういう処分等を専らといいますか、かなりの部分行う宗教法人審議会ではございますが、例えば、一昨年の宗教法人制度についての御議論は、そういう処分ということではなくて、一般の審議会と同様の役割を果たす中身をやっておるということがございます。

ということで、宗教法人審議会も、できるだけ案件によっては、こういう一般の審議会の方針に準ずるといいますか、横並びで公開に努めるべきではないかという御議論がございまして、資料4でございますが、昨年4月26日に行われました前回の審議会におきまして、宗教法人審議会の議事等につきまして、そこにございますような申合せをいただきました。

1点目は、会議及び議事録につきましては、そこにございますように、「委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、今後とも非公開とする。」

しかしながら、2番目の○でございますが、「宗教法人制度に関する審議については、今後、原則として議事要旨の公開を行う」ということとされたところでございます。

今日お配りしてございます、前回審議会の議事要旨は、この申合せに従いまして公開を私どもいたしました。

それで、昨年度、こういうことをいただいたわけですが、昨年の夏、小杉文部大臣が新しく就任をいたしました。小杉文部大臣の方から、文部省に置かれている審議会については、いろいろ御検討いただいて、公開が進んでいるけれども、さらに一層の公開ができないかどうか、各審議会において御検討をお願いするようにという、事務局に対する指示がございました。

それで、昨年、お決めいただいたばかりでございますが、そういう大臣からの指示を踏まえまして、今日の審議会におきまして、審議会のさらなる公開につきまして御議論をいただき、新しい方向が示せるものであれば、そういう方向を示していただきたいというお願いでございます。

それが経緯でございます。

それで、実は何もなくて、どうしようかというのも大変失礼なものでございすから、事務局の方でたたき台をちょっと用意をいたしまして、お許しをいただければ、お配りをいたしまして、検討の素材の1つにさせていただけると思うのですが、よろしくございましょうか。

- ただいまのようなお話でございますが、原案めいたものを拝見することにいたして、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ それでは、どうぞ、お願いします。

〔資料配布〕

○ わかりやすく御説明いただけますか。

○宗務課長 今、お手元に２種類のメモをお配りをさせていただいております。「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）（案）」と書いてございますが、たたき台という御理解をお願いしたいと思います。

それで、このたたき台を、先ほど御説明しました現行案と比べてみたのが横長の１枚紙でございます。

私ども事務局といたしまして、このたたき台をつくるに当たりまして考えたことが２点ございます。

１つは、文部省におきます他の審議会の状況でございます。

文部省には今１６ほど審議会がございます。現時点で会議を公開している審議会は８つほどございます。例えば、国語審議会、学術審議会、保健体育審議会、大学審議会等８つございます。

議事録を公開している審議会、これは会議は公開しないで議事録を公開するという意味でございますが、４つほどございます。中央教育審議会、教育課程審議会などがございます。

それから、現在、議事要旨を公開している審議会が２つございまして、当宗教法人審議会と測地審議会でございます。

それから、専ら処分等の案件を審議するという審議会、文化功労者選考審査会と大学設置・学校法人審議会、これは大学の設置認可を扱う審議会でございますが、この両審議会は、専ら処分案件の審査であるということで非公開でございます。

８つの審議会が会議を公開していると申し上げましたが、４つの審議会が議事録を公開しているというふうに申し上げましたが、この審議会の場合も、処分案件を扱う場合には会議は非公開でございまして、議事録も公開をいたしておりません。議事要旨公開が多いという状況がございます。

そういう他の審議会の状況が１つでございます。

もう１つは、昨年４月２６日に現行申合せを御議論いただきました際に、会議の公開についてはいかがかということで、ほとんどの委員が消極的であったというふうに私も記憶をいたしております。

そういう状況を踏まえまして、今回、たたき台としてお示しさせていただきましたのは、縦長の方でございますが、１番としまして、行政処分、不服審査に係る審議を除きまして、いわゆる制度案件を扱う場合については、原則として議事録を公開してはどうかというものでございます。制度案件については議事録を公開する。現行は、制度案件については議事要旨公開であります。

２点目につきましてですが、行政処分及び不服審査に係る審議については、現行は非公開でございますが、これについては、「原則として議事要旨を公開する」ということ

を考えてはどうかというものでございます。

3番目は、会議自体の公開につきましては、ここにございますような理由で、引き続き非公開ということでいかがかというものでございます。

議事録及び議事要旨の作成の概要でございますが、これは現行申合せでお決めいただいているものと同様でございます。例えば委員の個別のお名前は出さない等々、あるいは個別の宗教法人の名前は出さない等々でございます。

事務局で原案を作成した後、各委員にお配りをいたしまして、御意見をいただいてから最終的に決定をして公開をするという手順でございます。

6番でございますが、前回のときは、会議資料を公開するかという問題につきましては御議論をいただきませんでした。議事録を公開するということであれば、2番目の、議事要旨を公開するような議案の場合は別にいたしまして、原則として、制度案件に係るような場合は会議資料も公開してはどうか。ただし、まさに検討中の、例えば答申案でございますとか、報告案のようなもので、会議の方で非公開とすることが適当であるというものは、当然に非公開という前提でございます。

7は、小委員会、特別委員会等が置かれる場合がございますが、その扱いについても同様としてはどうか、これは前回と同様でございます。

私ども、こういうことを考えました。ぜひ、先生方、御審議をいただきたいと思うわけでございます。とりあえず以上でございます。

○ どうもありがとうございました。それでは、ただいまの案件につきまして、御意見を承りたいと思います。

○ この議事録の場合には、いわゆるこの審議にかかわった委員には渡るんでしょうか。それとも、この議事録ですね、議事録要旨は公開するということですが、行政処分及び不服審査に係る審議の場合には要旨にすると。しかし、いずれにしても、審議についての議事録はとられるわけですね。その議事録については、いわゆるこれにかかわれば公開はされないわけですが、私たち委員には公開されるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 宗務課長 これまで議事要旨、前回しかないんでございますけれども、議事要旨をつくる場合には、議事録というのは、事務局の方ではつくらないというふうにしてございます。ということで、制度案件であれば、議事録の原案につきまして、まず先生方にお目通しをいただきまして、御指示いただいたところをお直しして、それを先生方にお送りするとともに公開をする。

処分案件につきましては、議事要旨の原案を作成しまして、それを先生方にあらかじめお見せをいたしまして、御意見をいただいた上で、修正の上、先生方に対してお送りするとともに公開をするということでございます。議事要旨の場合は、今のところ、議事録はつくらないという形でございます。

○ わかりました。

○ 議事録と言ったときと、議事要旨と言ったときは、具体的にどこが違うんですか。

○ 宗務課長 なかなか難しい話に実は現実的にはなるのでございますが、今日、前回審議

会の議事要旨をお配りをさせていただいております。それで、議事要旨の場合は、出た意見をすべて記載するという形ではなくて、ある程度取捨選択をしたり、同様の意見はまとめたりということをつくっております。

では、議事録はどうかという話になるわけですが、議事録と申しまして、いわゆる国会の議事録のように、しゃべられたことを丸々そのままそのとおりに載せるという意味ではございません。ただ、議論の流れとして、こういう意見があつて、また、こういう意見があつて、こういう意見があつて、こういう意見がある、それが細かく出るというのが議事録で、議事要旨は、それがあつた程度まとめた形で出るという形になるかと思ひます。

- どうもありがとうございました。特に御意見ございますでしょうか。どうぞ。
- 4の(3)のところ、「個別の宗教法人名は記載しない」と、こういうことになっておりますが、審議の過程で、どうせ代表役員名は出てくると思ひますが、それは記載するんですか。
- 文化庁次長 それによつて宗教法人名が類推されるのであれば、それは記載すべきではないと思ひます。
- 原則として記載すると。
- 文化庁次長 それはしないですね、やっぱり。
- いや、ここに限定してありますからね、「宗教法人名は記載しない」と限定してありますから、代表役員名はどうなるのかなという疑問がちょっとありましたのでね。
- 文化庁次長 その趣旨は、記載しないという意味で。
- そうですね。そういうふうには解釈してよろしいですね。はい。
- ほかにございますでしょうか。

審議会につきましては、できるだけオープンにという世間の要望もあることですので、お示しいただいたこの申合せ(案)というのを、この会議として承認する、申し合わせということにしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- それでは、そのように決定させていただきます。どうもありがとうございました。
- 宗務課長 それで、今御決定をいただきました申合せでございますが、この審議会から適用するというふうには考えてございますが、よろしゅうございましょうか。
- 施行も本日からということで決めさせていただきますと思ひます。
- 宗務課長 よろしくお願ひします。
- 以上で、本日予定いたしておりました議事の方は、これで終わりでございまして、あと若干の報告事項に入りたいと思ひます。

3. 報 告

(1) 改正宗教法人法の施行状況について

- では、どうぞお願ひいたします。
- 宗務課長 それでは、まず1番目の改正宗教法人法の施行状況につきまして、私の方か

ら簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

お配りをいたしております資料6番、7番、8番でございます。

資料6に沿いまして御説明をさせていただきたいと思います。

「改正宗教法人法の施行状況について」ということで、2枚組みの資料でございます。

宗教法人法の一部を改正する法律は、平成7年の12月15日に公布されまして、8年9月15日に全面施行になってございます。

長官のごあいさつの中でも申し上げましたように、私ども事務当局といたしまして、都道府県を含めまして特段の問題がなく、円滑に推移しているという受けとめをいたしております。もちろんこれには、日本宗教連盟を初めとする宗教団体、あるいは個々の宗教法人の御理解のたまものということで深く感謝をしているところでございます。

具体的には、5つの項目が改正法にはございました。

項目ごとに簡単に御説明をいたしますと、1つは、所轄庁の変更でございます。他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を、これまでの都道府県知事から文部大臣に変更いたしました。これによりまして、それまで文部大臣所轄は373包括法人でございましたが、新たに567法人が文部大臣所轄に移ってまいりました。現時点、5月1日時点でございますが、文部大臣所轄法人数は940法人でございます。

なお、今回の所轄がえというのは、あくまで所轄が変わるというだけのものでございまして、所轄変更に伴って、例えば再認証をすとか、そういうことは一切いたしておりません。もちろん、都道府県知事から、これまでの当該法人に関します関係書類等は、私どもの方に引き継いでいるところでございます。

5月1日時点の状況でございますが、文部大臣所轄は、包括宗教法人が388、これまで文部大臣所轄にはありませんでした単位宗教法人、単立法人と被包括法人でございますが、これが552、合わせて940法人でございます。

都道府県知事は、そこにあるとおりでございまして、全体18万4,000余りでございます。

所轄庁が変更になった宗教法人の例ということで、幾つか示してございます。幸福の科学、あるいは統一協会、創価学会、成田山新勝寺、エホバの証人、薬師寺等々、著名な法人がかなり都道府県知事から私どもの方に移っていただいております。

所轄庁の変更は、他の県に境内建物を持ったということによりますので、今後、随時、県から文部大臣に来る、あるいは、よその県にある境内建物がなくなれば、また県に戻っていただくということで、若干行き来が出てくることになろうかと思います。

2点目でございます、次のページでございますが、「事務所備付け書類の見直し及び所轄庁への書類の提出」でございます。新たに、収支計算書等の作成が義務づけられました。事務所備付け書類の一部を所轄庁に提出するということになりました。

先ほどちょっと御説明いたしましたように、収支計算書につきましては、8,000万円以内の収入の場合は、作成は義務としてはかかりません。

それから、書類の提出でございますが、施行日でございます平成8年9月15日、こ

の日は属する会計年度の翌年度の会計年度について適用するという事になってございまして、例えば、4月始まりの会計年度の法人の場合につきましては、平成9年、今年度4月1日から来年の3月31日までの間の収支計算書等々につきまして、4ヶ月以内、つまり、平成10年7月31日までに所轄庁にそれぞれ御提出をいただくということになってございまして、現時点では、まだお出しをいただくという法人は出てきていないところでございます。

3点目は、「信者その他の利害関係人の閲覧請求権」でございます。信者その他の利害関係人、多少特別の立場に立つ方でございますが、から請求があった場合には、事務所備付けの書類の閲覧をさせなければならないという規定が加わりました。この点につきましては、さきの国会審議等々で、宗教団体の方からいろいろ具体的な御心配も示されておりましたが、私ども、施行後、特段のお話というのは、これについては聞いておりません。おおむね円滑に推移しているのではないかとこのように考えておるところでございます。

4番目でございますが、先ほど宗教法人審議会の役割の中でもちょっと申し上げましたが、所轄庁が、そこでございますように、一定の場合には、報告徴収・質問というものができるということになりました。事前に宗教法人審議会に諮問をいたしまして、その答申をいただいた上でございまして。

5番目でございますが、宗教法人審議会の委員を5名増員をさせていただきまして、4月1日付でそれぞれ発令をさせていただいたところでございます。

今後の事務の中で、私ども、今一番注意をしておりますのは、2番にございます書類の提出についてでございます。まだ具体的に始まっておりませんが、何せ宗教法人にとって新しいことでもございますし、特に県では非常に所轄法人数が多いということもございまして、私ども、全国で行っております研修会あるいは主管課長会議、都道府県を集めた研修会等で、この方向につきまして協議をしたり、御説明をしたりしているところでございます。

なお、参考でございますが、本日、お配りをいたしております資料の中に、パンフレットがあると思いますが、運営のガイドブック、これは新しい宗教法人法改正を踏まえてつくったものでございますが、これの17ページ、比較的わかりやすくというつもりでつくったのでございますが、こういうものをつくりまして、都道府県、あるいは都道府県所轄の法人、それから私どもの所轄しております法人にお配りをしているところでございます。

平成9年度中、秋、そんなに遅くならない時期に、このガイドブックの新しいものを、提出書類に絞りましてつくりまして、各県を通じまして宗教法人等にもお配りをしたいと思っておるところでございます。

なお、ちょっと申し上げました研修会につきましては、平成8年度予算から大幅に増額をいただきまして、現在、実務研修会等々を全国10カ所程度で開催をさせていただいているところでございます。

資料7と資料8は、この施行になります直前に施行通達という形で各都道府県知事あ

てに出したものでございます。なお、包括法人につきましては、同様の内容のものを通知でお示しをさせていただいております。

資料7は、申し上げました改正点の諸点につきまして、基本的な考え方等を御説明したものでございます。

資料8は、所轄庁の変更に係ります事務手続につきまして具体的に示したものでございます。都道府県知事の方に、こういう形でやってくれるようにという指示でございます。包括宗教法人に対しましては、こういうことでやりますのでよろしくというものでございます。

極めて簡単でございますが、とりあえず御説明でございます。よろしくお願いいたします。

- どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問なり、あるいは御意見を賜れるようなことがありましたら、どうぞ御遠慮なく。

(2) 商法等改正に伴う宗教法人法の改正について

- それでは、引き続いてさらに次のをお願いいたします。

- 宗務課長 2点目でございます。「商法等改正に伴う宗教法人法の改正について」という、唐突な話で申しわけございません。資料9でございます。

実は、このたび商法の一部が改正になりまして、それに伴いまして宗教法人法の一部も改正されたという案件でございます。

資料9の1でございますが、宗教法人法では、その32条以下におきまして、宗教法人の合併につきまして規定を細かく設けておるところでございます。その宗教法人法第34条第4項、2枚目の方に新旧対照がございますが、その下のところでございますが、法人が合併をしようとする場合には、債権者の保護について規定をしております。この宗教法人法第34条第4項というのは、現行商法第100条第3項と全く同様の内容でございます。

ところで、商法の第100条第3項でございますが、規制緩和という観点から、債権者保護の手続につきまして、債権者から異議が述べられた場合、つまり、どちらかの法人の債権者になっている人が、合併によって、つまり、ものすごく財務状況の悪い法人と合併しちゃうと自分の債権が行使できなくなるという心配がある、よって保護しなければならないということなのでございますが、そういう心配が全くないという場合には、現行は、非常に心配だから、そういう人は、合併する前に先に金を返せ、あるいは供託をしろと言うことができるようになっていくわけでございますが、そういう心配が全くないような立派な法人の合併の場合には、そういう供託等はしなくていいというふうに変える。一種の規制緩和でございます。

この規定は、商法第100条第3項という規定は、宗教法人法のほか、例えば私立学校法でございますとか、社会福祉事業法でございますとか、信用金庫法でございますとか、いわゆる法人を規制する法律にはすべて準用されているところでございます。

このたび、商法第100条第3項が改正になりまして、2ページ目の上の方の欄でこ

ざいます。横線を引っ張っておりますが、ただし書きが加わりまして、「ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。」つまり、担保を提供したり、あるいは供託をするということは不要であるということになったわけでございます。宗教法人法の本質にかかわる問題ではございません。商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、「一括整備法」と私ども呼んでおりますが、この一括整備法の中で宗教法人法も改正をされるということになったというものでございます。

なお、商法は、本年6月6日に改正法が公布になっておりまして、施行は、公布後6月を超えない範囲内で政令で定めるということになっております。現時点では、まだ施行はされておりませんが、6月以内に施行されるということでございます。

以上でございます。

○ ただいまの案件につきましても、何か御質問ございませんでしょうか。

(3) 審査基準の改定について

○ では、さらに続けてお願いします。

○文化庁次長 それでは、報告事項の次の「審査基準の改定について」、私の方から少し御説明をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料10でございますが、これは宗教法人の規則の認証をする場合の審査基準（留意事項）というふうなうたっているものでございます。実は、この審査基準につきましては、国会の審議の段階におきましても、当初のスタートする場合の案件が多いわけでございますけれども、オウム真理教の事案等もございました。それらの反省に立ちまして、少し審査基準を変えさせていただいております。

具体的に変えておりますのは、これは、1で「設立に係る規則の認証について」という部分が一番上にございますけれども、宗教団体としての実体をきちんと調べていく、確認をしていくということ等は特に変わっておりません。

1枚めくっていただきまして、特に大きく変わっておりますのは、上の方の④と書いてございます、宗教団体の実体を把握する場合の④でございますが、法第2条第1号の団体、これは単位法人でございますけれども、これは現地において礼拝の施設を確認する。現地に実際に礼拝の施設があるかどうかを確認しましょう。それから、他の都道府県内に境内建物を備えているかどうかということについても、これもきちんと確認をしましょうという部分でございます。もちろん、この礼拝の施設におきましては、当該宗教団体の特性や慣習を考慮しなければいけないわけでございますけれども、公開性が確保されているかどうかということについても検討することということで、宗教団体のその実体を確認する点を少し詳細に決めたという点がございます。

それから⑥でございますけれども、宗教団体であっても、その宗教活動以外のことが圧倒的に多いという場合には、宗教団体になり得ない場合もあり得るわけございまして、⑥を追加をいたしております、当該団体の宗教活動以外の活動についても調査し、総合的に勘案して、その団体の主たる目的が宗教活動であるということを確認するとい

うこと、これも当然といえば当然でございますけれども、念のため⑥を追加をさせていただいております。

それから次の（３）が新しく追加したものでございます。この（３）の①、②、③、それぞれ追加したのでございますが、「当該団体について、法令に違反し、公共の福祉を害する行為を行っていると思われる場合」、スタートする時点で既に法令に反しているとか、あるいは公共の福祉を害する行為を行っているという場合には、「以下の点に特に留意しつつ、その疑いを解明するための調査を行う。」というのを入れさせていただいております。

具体的中身としては、①に「布教方法に、社会的に相当と認められる範囲を逸脱した詐欺的、脅迫的手段を用いていないか。」②で「暴力的行為、反社会的な活動又は公序良俗に反する活動を行っていないか。」刑法に触れるようなことを行っているかどうか、あるいは詐欺や脅迫等があるかどうか。それから③で、こういった①、②のような事態が宗教法人になる以前からあったために、礼拝の施設がある場所であるとか、あるいは境内建物周辺の住民等と著しく対立して、大きな社会的問題になっていないか、著しい対立を起こしていないかどうか、こういった点については特に留意をして、その疑いを解明し、そういうことがないということがはっきりした時点で認証をすべきではないかということでございます。この（３）は、当然、従来からもこういう点は、刑法に触れるであるとか、反社会的なことをやっておるということであれば、宗教法人としての法人格を与えることはいかがかという御論議、国会審議の中でもさまざまな形でございました。そういったことも踏まえまして、審査基準の留意事項につけ加えさせていただきました。

それから、あと変わった点は、もう１枚めくっていただきまして、２の「規則の変更の認証について」というところで、（３）の宗教活動や礼拝の施設の現状等について十分な調査を行う、この目的を変えたり、それから宗教法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動をやっているかどうか、礼拝の施設の現状はどうかといった点について十分な調査を行うという部分を追加させていただいております。

以上が審査基準として、今回、法改正の論議を踏まえまして追加をさせていただいた部分でございます。

○ 何か御質問ございますでしょうか。

これは、もう既に行っているんですか。

○文化庁次長 はい。これは、私ども事務的な審査の際の審査基準ということで、明らかに公序良俗に反するとか、刑法に違反しておるという部分でございますので、信教の自由を侵害することにはならないだろうとは思っております。

○ 何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（４）平成９年度税制改正について

○ それでは、さらに次の、税制改正ですか。

○宗務課長 （４）でございます。「平成９年度税制改正について」の御報告でございま

す。資料は11番でございます。

先ほど、8,000万以下の収入の場合には、収支計算書を作成する法律的な義務はないという御説明をいたしました。

実は、これとよく似た制度が、平成8年の税制改正で、公益法人一般、宗教法人も含めてでございますが、一般につきまして、5,000万以上の収入があれば、収益事業をやっていなくても税務署長に収支計算書を提出しなさいという改正がなされました。公益法人等でございますので、宗教法人も含まれるということでございます。そちらの方の基準が、5,000万以上は収支計算書をつくりなさいと。片や、宗教法人法の方での収支計算書作成義務は8,000万、その3,000万分ギャップがございます。宗教界の方からは、そもそも税務署長への提出というのはおかしいじゃないか、この制度は廃止すべきであるという御主張があったことは、私ども承知してございますが、今回の税制改正におきまして、税務署長に提出する額につきましては、宗教法人法の規定と同様に8,000万をメルクマールにするというように改定がなされました。この改定は、平成9年1月1日以降に開始する事業年度について適用するというもので、半年ぐらい、8,000万の基準と5,000万の基準が別々に走っておったんですが、提出しますのは、その年度が終わってからの話でございますので、3,000万の差による実害といえますか、法人に3,000万の差があることによって負担をかけたということはございません。

ということで、租税特別措置法の施行令が改正になりまして、基準が合わされたというものでございます。

(5) 震災寄付金の申請期限延長について

○宗務課長 引き続きまして、12もよろしゅうございましょうか。

○ どうぞ。

○宗務課長 引き続きまして、(5)の震災寄付金の申請期限の延長につきまして、これも御報告をさせていただきたいと思っております。資料は12番でございます。

阪神・淡路大震災におきましては、宗教施設も非常な被害をこうむったわけでございます。これを宗教法人が再建をされようという場合に、いわゆる指定寄付金制度を導入いたしまして、寄付をした方々には税金がかからないようにするという措置を、平成7年3月27日から走らせているところでございますが、この申請期限が、実は9年の3月31日までとされておりまして、特別な事情がある場合にはさらに2年間延長しまして、11年の3月31日まででございます。

しかしながら、被災地域全体の復興状況等々を考えると、平成9年3月31日で終わりというのでは無理であるという主張を、私ども、大蔵省の方にいたしまして、大蔵省の方でも実情を御理解いただきまして、平成9年3月31日までを2年間延長して、平成11年3月31日まで申請をすることができるというふうに改定になりました。特別な事情がある場合には、平成11年3月31日、これを2年間延長しまして、平成13年3月31日までとしたところでございます。下のところに表がございますので、2年間ずつおしりが延びたということでございます。

なお、この寄付金制度の活用状況でございますが、平成9年5月6日現在で申し上げますと、認定件数は113件、募金の目標額は約200億、平成9年3月31日現在の募金実績が約52億というふうになっているところでございます。2年間延長されましたので、私ども、引き続きこの事務を遂行いたしまして、宗教法人施設の復旧について側面的な御援助をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

- どうもありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、何か御質問ございますでしょうか。また、後からでも結構でございますが、よろしゅうございますか。

(6) 愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決について

- では、(6)番。

- 宗務課長 報告案件の最後でございますが、(6)の愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決についてでございます。

判決の内容等につきましては、新聞報道もされましたし、先生方、御案内のとおりと思いますが、一応今日の配布資料といたしまして、判決文全体を冊子にいたしましたものもお配りさせていただいております。

実は、今回の判決でございますが、資料13番の「記」にございますように、憲法20条3項、89条につきまして、最高裁は、いわゆるこれまでの目的効果基準、これを踏襲をして御判断をされた。

今回の事案につきましては、ここにございますような、公金を支出したということにつきましては、「その目的が宗教的意義を持つことを免れず」云々かんぬんということがあって、「憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たる。」それで、支出は憲法89条にも違反するという判決でございます。

私どもが、この通知を出しました背景は、その後に「参考」という形でおつけさせていただいておりますが、昭和26年9月10日付で、当時の文部事務次官と引揚援護庁次長、現在の厚生省社会・援護局でございますが、連名通達で、戦没者の葬祭などについて通達をいたしております。

それで、2段目の「記」のところでございますが、「記」の一に、「個人又は民間団体が慰霊祭、葬儀などを行うに際し、」とございまして、(ロ)のところ、「地方公共団体から香華、花環、香華料などを贈ること。」これは構わないというふうに示しておったところでございます。

1枚めくっていただきまして、「参考」の方でございますが、この解釈通知が別途出されておまして、今御説明をいたしました「記」の一にあります民間団体には宗教団体も入る。(ロ)の香華料については、玉ぐし料も含まれるという解釈通知を流しております。こちらのこの通達全体が、政教分離に反することがない限りにおいてという、当然の前提に立つものでございます。

ただ、今回の判決によりまして、公費によりまして玉ぐし料を出したということが、今回のような事案については憲法違反であるという判断でございますので、この26年

9月10日付のこの通達につきましては、今回の判決の趣旨を踏まえて、憲法に定める政教分離の原則に反することにならないように、適正な運用が必要ですので、御参考までに通知をさせていただくという形で発出したものでございます。

なお、つけ足しでございますが、玉ぐし料の公費支出につきましては、昭和30年代に自治省の当時の行政課長の名前で、島根県からの照会に対しまして、公費支出はだめですよという回答は既になされているところでございまして、現時点で、県レベルで公費で出しておるところは1件もございません。もちろん、国も靖国参拝につきましては、そういうことはいたしておらないところでございます。

以上でございます。

○ どうもありがとうございました。御質問でございますでしょうか。

4. その他

○ では、先に行かせていただきますでしょうか。それでは、その他、お願いします。

○文化庁次長 それでは、その他の方で1件、御報告がでございます。

実は、平成7年にこの審議会から宗教法人制度の改正について御報告をいただいておりますが、その際に2つの課題については、今後さらに検討するということで宿題で残っている部分があるわけでございます。

どういうことかと申し上げますと、実は、当初5つの点について、平成7年に法改正等を将来的な課題で検討しようということがあったわけでございますけれども、全国的な宗教活動を行う宗教法人の所轄の在り方、今回のように、他の都道府県内に境内建物を持っておるというものについては、文部大臣所轄にということで、1の問題については解決をしたわけでございます。

それから、宗教法人の設立後の所轄庁による活動状況の把握の在り方、この点につきましても、前回の報告でお出しいただいておりますところでございます。

それから、情報開示の在り方、この点についても御報告をいただいております。

残っておりますのは、設立にかかります規則の認証の方法の在り方という点と、宗教法人の解散の在り方、この2点は、平成7年9月29日の報告におきましても、今後、さらに検討するということで残されておるわけでございます。

この課題は残っておりますわけでございますけれども、私どもといたしましては、前回の法改正の状況、先ほど来、御報告申し上げておりますように、粛々と定着してきておるわけでございますけれども、いましばらく前回の改正の成果をもう少し見守りたい。来年になってまいりますれば、新たに収支計算書等も所轄庁に出てくるわけでございまして、そういったものを十分把握をしてまいりたいということがございますのと、先ほど、御報告を申し上げましたように、規則の認証をする場合の公序良俗等に反しておる、刑法に反している疑いが非常に強いといったようなものについては、現在の審査基準においても、規則の認証について、非常にそこは厳しく見るんだということをするによりまして、ある程度対応できるということもございますので、残されております2つの課題につきましては、今後、必要に応じまして御検討いただくということで、とりあえ

ずは法律の定着状況を見守りたいというふうに考えておりますので御理解を賜りたいと思うところでございます。

- 平成7年9月29日の私どもの報告の中で、何か宿題が残ったような形になっているんだそうですが、今御報告がありましたような趣旨で、いましばらく新法の施行の方に重点を置いてながめていこうという御趣旨のようでございますが、そういうことで御了承いただけるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

以上で、報告事項は一応終わりでございますが、これまでの報告事項全般にわたりまして何か御質疑がございましたら、どうぞ御遠慮なくお申し出いただきたいと思います。

- 不活動法人につきまして、非常に数が多い、私どものような、また、仏教もそうじゃないかと思いますが、前回の審議会で、仏教の方からも、非常に田舎の方へ行きますと、小さな法人があつてというような御発言がございましたが、直ちに来年、いろいろ報告をしなければなりません、直ちに、そういう不活動法人の場合は、もうすぐ、即刻、それに対応してやれるか、少しは猶予期間を置いておやりになるのか、そのところですね。ちょっとはつきりしてもらわんと、対応の仕方が…。いかがなものですかね。

- 宗務課長 一昨年、委員から御紹介ございましたように、御審議の中で、例えば神社とかお寺とかで、1人の方が20も30も見ておるといような状況も御報告がございました。

それで、報告の中では、そういう、言ってみれば規模が小さくて、事務能力も十分でないところに余り負担をかけないようにということで、収支計算書につきましては8,000万の線を引きまして、それに満たないものについては、収益事業をやっていれば別でございますが、やっていない限りは、法律的に義務は、とりあえず免除しようということにいたしましたわけでございます。

ですから、私ども、役員名簿とかそういう話でございますので、財産目録とか、すべての法人がそういうことで入れかえをいただきたいと思います。と思っております。

ただ、委員からお話がございましたように、現実にはどうかというお話でございますが、実は、私どもはまだよろしいんですが、都道府県は、その問題について今大変困っております。私どもも現在、都道府県の方と協議中でございまして、実は、来週26日も都道府県にお見えいただきまして、いろいろと協議をしたいと思っております。

それで、問題は、いわゆる不活動法人と、まあいろいろあつてちょっと手が回らなくて、今回はちょっとおくれたという法人は、私ども一緒に議論するつもりはもちろんだと思いますが、ただ、前者の、いわゆる不活動法人、幽霊法人、休眠法人、これにつきましては、やはり厳しく法の趣旨に沿って対応していかなければ、法人の売買とかいろいろな問題も、残念ながら事実でございますので、そちらに焦点を当ててきっちりやっていきたいというふうに今のところ考えております。

- 了解。
- ほかに、この際、御意見を伺うようなことございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。

どうも、遠いところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

午後 2 時 4 8 分閉会